

(様式5)

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市スマートシティ化推進計画(案)

2 募集期間 令和3年1月16日(土曜日)から同2月15日(月曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 18件(10人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	15件(9人)	3件(1人)	18件(10人)

4 意見に対する市の考え方

(1)計画に反映するもの(2件)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	総論	スマートシティとは、デジタル化により個別分野の課題解決に止まらず、分野横断的かつ包括的に全体の課題解決を目指すものであり、計画にはスマートシティ化による全体最適化の考え方が必要だと考える。	御意見のとおり、上田市が目指すスマートシティの方向性を整理し、計画に反映することとし、第3章「計画策定の基本的な考え方」の中に、新たに「上田市が目指すスマートシティの方向性」の項目を設け、スマートシティの定義やコンセプト、上田市が目指すスマートシティのイメージについての記述を追加しました。
2	P58 第5章 情報セキュリティ対策の推進	PIA(特定個人情報保護評価)に関する取り組みを明記すべきではないか。	御意見のとおり、58ページ 第5章 3項「個人情報保護の徹底」を、以下のように修正しました。 適切な安全管理措置を講じるとともに、マイナンバーを利用する職員に対しては、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施し、特定個人情報ファイルを取扱う部署においては、特定個人情報保護評価を実施し記載事項の見直しを行います。

(2)計画に反映しないもの(16件)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	総論	スマートシティについては、人と社会への影響に止まらず、人と自然の関係にどう影響するか生態学的視点も必要だと考える。	令和3年度から7年度までの「第二次上田市総合計画・後期まちづくり計画」では、全世界共通の目標であるSDGs(Sustainable Development Goals)と市の施策を関連付け、持続可能な都市経営に努めることが示されており、その個別計画

			<p>である本計画でも、SDGs の目標と各施策を紐づけし、各施策の実現とともに SDG の目標達成に向け、取り組むこととしています。</p> <p>SDGs は、「経済」、「社会」、「環境」のグローバルな課題解決を目指し、17 の目標から構成されるものであり、その中には、気候変動対策や自然生態系保護に向けた目標も掲げられています。</p> <p>本計画では、それらの目標に関連する施策も位置づけていることから、各施策に取り組むことで、SDGs が目指す持続可能な社会の実現を目指してまいります。</p>
2	総論	電磁波による健康被害についてのアセスメント等の検討がされないまま計画が進められることに不安を感じる。	総務省では、電波の医学・生体への影響に関する研究を行い、その結果をホームページ等で公表していますので、今後ともその動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。
3	総論 P4 第1章3項 計画の期間	計画の内容が多岐に渡っているため、各事業に優先順位を付け、優先的に取り組むべきものから着手し、手法は時代のトレンドに合わせ選定する必要があるのではないか。	<p>御意見のとおり、本計画に掲載した 25 の個別施策を同時期に進めることは難しいことから、各施策において優先順位を付け進めるとともに、すぐにできる事業については、早急に取り組んでまいります。</p> <p>また、本計画は 4 ページ 第 1 章 3 項「計画の期間」に記載のあるように令和3年度から7年度までの5年間を目標年度とする計画としておりますが、社会情勢の変化、情報化の進展、国の指針などを適切に取り込んだ施策を推進するため、必要に応じ計画の見直しを行ってまいります。</p>
4	総論 P24 第3章3項 基本戦略(基本的な視点)	計画に位置づけた個別施策は全て必要な施策であり、市民理解を得ながら進めて欲しい。そのためには、地域外の事業者等への委託により進めるのではなく、上田地域の IT 事業者等と連携し、この地域の得意分野であるものづくりと融合を図るなど、地域内のソフトやハードを生かしていくことが必要だと考える。	<p>御意見のとおり、本計画の推進にあたっては地域企業の技術の有効活用が重要であると考えており、24 ページ 第 3 章 3 項「基本戦略(基本的な視点)」では、「地域企業の技術を有効活用し、快適・安全・安心な市民の暮らしに役立てる」ことを掲げております。</p> <p>本計画に位置づけた個別施策の実施にあたっては、地域企業の皆様の力をお借りして、官民連携により社会実装を目指すことで、地域企業の稼ぐ力のアップや地域産業の活性化につなげていきたいと考えております。</p>
5	総論 P50 第4章3項(2) ①人と自然を守るス	「SDGs」「持続可能」を掲げながらも、環境への取り組みが少ないのではないかと。他市においては、地域で生み出し	EMS-Ueda (Environmental Management System-Ueda) は、上田市役所の事務事業によって生じる環境負荷等を管理するための仕組みであり、上田市役所が一事業者として取り組んでい

	<p>スマート農業・林業</p>	<p>たエネルギーをその都市内でいかに使用するかをマネジメントするなどの取組が行われている。上田市においても、計画の中で、「EMS-UEDA」に言及するとともに、AI を用いた市内のエネルギー消費についての分析に関する施策を盛り込むことを提案したい。</p>	<p>るものです。したがって、上田市全域を対象とするエネルギーマネジメントシステムのような仕組みではないため、市民サービスの向上や地域課題の解決に取り組むことを目指す本計画とは、やや異なった視点で運用していくものと考えています。</p> <p>また、市内のエネルギー消費については、市が利用している消費量データが、県全体の消費量から按分して算出した数値であることなどから、精度の高さに一定の懸念があり、現状では有効な分析につなげることが困難であると考えています。</p> <p>その一方で、御指摘のとおり、スマートシティ化に向けては環境・エネルギーの分野での施策も重要であると考えますので、今後、地球温暖化防止に向けた対策など、環境・エネルギー分野に関する ICT 活用の可能性を検討してまいります。</p>
6	<p>P4 第 1 章 3 項 計画の期間</p> <p>P5 第 1 章 4 項 計画の推進体制</p>	<p>本計画をどのように評価するのか、評価手法を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>計画の個別施策の進捗管理については、5 ページ 第 1 章 4 項「計画の推進体制」に記載のある、総務部長を委員長とし、各部局の主管課長で構成される庁内組織である「上田市情報化推進委員会」で行ってまいります。</p> <p>また、計画全体の進捗状況や見直しについては、4 ページ 第 1 章 3 項「計画の期間」に記載のある、条例に基づき設置している「上田市地域情報化推進委員会」において行ってまいります。</p>
7	<p>P5 第 1 章 4 項 計画の推進体制</p> <p>P37 第 4 章 1 項(3) ⑦ICT 教育における人材育成 ⑧新たな ICT 社会に対応できる人材育成</p>	<p>情報格差の埋め合わせをするサポート組織を作ってもいいのではないかと。サポートの対象となる方も高齢者市民、ネット環境がない方、教職員など多岐に渡るため、各部門を作るとともに、総合的にサポートできる部署も作ってはどうか。</p>	<p>現在も、情報格差を是正するために各課において取組を行っています。37 ページ～38 ページ、第 4 章 1 項の個別政策「⑦ICT 教育における人材育成」「⑧新たな ICT 社会に対応できる人材育成」の「担当課」に掲載のある課が中心となり、今後も各施策に取り組んでまいります。</p> <p>御意見いただいた市全体をサポートする部署については、現在は、情報格差に特化した部署は組織されていませんが、5 ページ 第 1 章 4 項の「計画の推進体制」に記載のある「上田市情報化推進委員会」を中心に全庁部署横断的に情報格差の是正に取り組んでまいります。</p>
8	<p>P31 第 4 章 個別施策</p>	<p>目安となるスケジュールを示さなければこの計画の目標管理を行うことができないの</p>	<p>昨今のコロナ禍の中で、国全体のデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、デジタル庁創設の方向性が示されるなど、国の指針や、ICT の進展など</p>

		で、スケジュールを明示すべきではないか。	目まぐるしく状況に変化が生じていることから、個別施策の具体的なスケジュールについては記載しておりません。 なお、本計画に掲載した各施策においては、優先順位を付け進めるとともに、すぐにできる事業については、早急に取り組み、本計画に記載のない取組についても、今後は計画の見直しを行う際に盛り込んでまいります。
9	P34 第4章1項(2) ④ICT を活用した情報発信 ⑤ICT を活用した避難情報の発令と発信、災害情報伝達手段の多様化・多重化	現在、自治会内で、自治会活動をサポートするICTプラットフォームとして、回覧板機能やイベントへの出欠確認、災害時における安否確認等の機能を備えたスマートフォンアプリの導入を検討している。	災害時における市からの情報伝達については、従来からの市メール配信サービスに加え、市と自治会の間では、市からの緊急情報等の伝達だけでなく、自治会からの避難情報等のお問い合わせにも対応できるメール配信システムを構築し、令和2年12月から運用を開始しています。 また、令和3年度においては、Web上の地図で避難所の情報を確認できるようにする方式などを検討してまいります。 御紹介いただきました自治会内の情報共有化を図るスマートフォンアプリについては、自治会によってスマートフォンなどのICTツールの保有や活用状況が異なることから、全ての自治会で導入することは困難だと考えますが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、自治会役員のなり手不足や活動の担い手不足が懸念されることから、自治会活動の効率化や負担軽減につながる取組について自治会連合会と協議しながら、研究してまいります。
10	P34 第4章1項(2) ⑤ICT を活用した避難情報の発令と発信、災害情報伝達手段の多様化・多重化 P36 第4章1項(2) ⑥公衆無線LANの整備促進 P48 第4章3項(1) ⑱安全な暮らしを支える防災・インフラ管理	令和元年東日本台風被害等により防災意識が高まる中、今後発生が予想される災害に備え、①太陽光発電パネルを利用した避難場所を明確に示すLED看板、②避難場所における太陽光パネルによる簡易発電キット、③避難用車いす装置、④子ども、高齢者にも分かりやすい避難マップ・避難ガイドブック等の整備により、住民の安心・安全な暮らしを支える基盤の強化を図る必要がある。	本計画は、各分野のICT活用の方向性を示したものであり、防災・減災分野の資機材等の具体的な整備計画は記載していませんが、市として、以下のとおり取り組んでいるところであり、いただいた御意見も参考としながら、今後も引き続き研究してまいります。 ①指定緊急避難場所を表示する覚知看板については、避難場所がどの災害に対応しているか誰でもわかるように、施設名だけでなく災害種別の図記号も表示することとなったことから、現在、指定緊急避難場所の覚知看板を順次更新しております。看板の夜間視認性の確保については、現在、避難場所記号の部分に蓄光性能を有するものを使用しております。夜間視認性の確保の方

			<p>法については、現在の方式のみならずさまざまなことから、今後ともより視認性の高い方式について研究してまいります。</p> <p>②指定避難所における非常用電源の確保については、防災用資機材としてガソリン式やガス式の発電機の備蓄を進めております。また、あわせて、市民の方に非常用持出品として携帯電話用モバイルバッテリーの準備を呼びかけております。</p> <p>③高齢者や障がい者等の要配慮者の方の避難支援として、自治会や福祉課、社会福祉協議会等が連携して整備を進めている住民支え合いマップの取り組み等を踏まえながら、総合的に検討してまいります。</p> <p>④県管理河川の浸水想定区域の見直し等を踏まえた上田市災害ハザードマップの更新を進めるとともに、自治会等による地区防災計画や地区防災マップ作成等の取り組みを支援してまいります。</p>
11	<p>P37 第4章1項(3) ⑦ICT教育における人材育成</p> <p>P54 第4章3項(4) ⑳学びの充実に向けた教育環境の整備</p>	<p>市内小中学校における児童生徒1人につき1台の端末の導入にあたっては、電磁波の影響など安全性を確認して欲しい。</p>	<p>小中学校における児童生徒の1人1台端末の導入は、国が推進するGIGAスクール構想に基づき実施するものであり、国では、児童生徒の健康面への影響に留意してICTを活用するためのガイドブックを作成しているため、そのガイドブックに基づき実施するものとします。</p>
12	<p>P38 第4章第1項(3) ㉑新たなICT社会に対応できる人材育成</p>	<p>Web会議システムを利用したオンライン講義を受講し、パソコンやネットでの可能性の追求、ICT研究、高齢者向けのアプリ等が学べるよう、「ことぶき大学」及び「ことぶき大学院」に「ICT・IoT・IT学科」の開設を希望する。</p>	<p>「ことぶき大学」については文化・芸術・歴史・科学・健康・生活などの一般教養を、「ことぶき大学院」については文系・自然系のより高度な専門分野の学習を目的として、市内在住の60歳以上の方を対象に学びの場の提供を行っております。</p> <p>現在のところ、「ことぶき大学」及び「ことぶき大学院」において「ICT・IoT・IT学科」の開設については、予定しておりません。Wi-Fi環境や、タブレット端末などのハード面での整備に加え、学習内容等、ソフト面においても、より踏み込んだ研究が必要とされます。</p> <p>38ページ、第4章の個別政策「㉑新たなICT社会に対応できる人材育成」の「主な取組」の中に「市民誰もが、新たなICTを活用できるよう学習支援の充実を図ります。」としています。御意見の</p>

			<p>ありました、高齢者の皆様向けの ICT 関連の学びの場につきましても、今後、検討してまいります。</p>
13	<p>第 4 章 個別施策 P42 ⑫オープンデータ化の促進 P43 ⑭地理情報システムの活用 P47 ⑰公共交通の利便性向上 P49 ⑲滞在型観光の推進</p>	<p>第4章個別施策における複数の施策の中で、地図情報を活用したデータの収集・解析が課題となっているが、位置情報(GPS)を利活用する視点が読み取れないため、計画の中で、位置情報の利活用を明確化するとともに、個人情報保護法での「個人関連情報」の取扱いを明記する必要があるのではないか。</p>	<p>個別施策の中では、第 4 章 3 項の個別施策「⑰公共交通の利便性向上」における「公共交通機関の運賃のキャッシュレス決済の推進やバスロケーションシステムの導入」に関する取組や「⑲滞在型観光の推進」における「電動自転車によるシェアサイクルの導入」に関する取組等で、GPS による位置情報の活用が想定されます。</p> <p>今後、これらのデータの利活用に当たっての「個人関連情報」の取扱いについては、最新の動向に関する情報収集等を進め、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。</p>
14	<p>P47 第 4 章 3 項 (1) ⑰公共交通の利便性向上</p>	<p>個別施策の中で、「地域の特性に合わせ、AI オペレーションシステム機能を備えたデマンド交通の導入を検討する」ことが記載されているが、現在、自治会内で、住民主体によるデマンド交通の実施に向けた検討を行っており、上田市の支援を希望したい。</p>	<p>公共交通を取り巻く環境につきましては、車社会の進展と急速な人口減少により、公共交通利用者の減少に歯止めがかからず、交通事業者は非常に厳しい経営状況に置かれております。</p> <p>特に路線バスにつきましては、運賃収入が落ち込む一方、運行経費が膨らむことにより赤字がかさみ、路線の廃止や縮小を検討せざるを得ない状況にあります。路線の廃止・縮小はさらなる利便性の低下につながり、ますます利用者が減少するという悪循環に陥ります。</p> <p>市としましては、市民の移動手段を維持・確保するため、交通事業者の運行経費に対する補助金交付とともに、市営循環バスの運行等により対応してきておりますが、近年、行政負担の増加及びバス事業者における運転手不足という深刻な問題に直面しております。</p> <p>一方で、高齢者による重大交通事故の発生を受け、運転免許証を返納する方が増えることにより、移動手段の維持・確保が豊かな日常生活を支えるうえでの大きな要素になっており、運転免許証自主返納者に対するタクシー利用補助券の交付を行っておりますが、利用率が低迷している現状にあります。</p> <p>このようななか、交通手段の効率的な連携が必要と考えており、幹線系統の路線バスに接続する支線等の役割を担う移動手段の確保やタクシーの活用を進めるとともに、それぞれの地域特</p>

			<p>性やニーズに合致した移動手段の確立も重要な視点と考えております。</p> <p>将来にわたって持続可能な移動手段の確立のためには、住民、交通事業者、行政が「共同経営者」の意識を持ち、地域交通のあり方を考えていくことが必要であり、地域が主体となって考えること、運営(財政的な負担を含む)を行うこと、また、地域住民が積極的に利用することが重要と考えております。</p> <p>現在、自治会において検討されている「AI オペレーションシステム機能を備えたデマンド交通の導入」への市としての支援につきましては、現状の公共交通(鉄道、バス、タクシー)との関係性を考慮しつつ、運用方法や利用状況、収益性等を確認させていただくなかで、他地域における住民主体による移動手段とのバランスも踏まえ、支援のあり方を検討してまいります。</p>
15	P58 第5章 情報セキュリティ対策の推進	<p>2021年に個人情報保護法等を一本化し、各地方公共団体の個人情報保護条例との関係を整理するための法案提出が予定されているので、国の法改正を踏まえた記述が必要ではないか。</p>	<p>御意見のとおり、現在、国会において、行政のデジタル化を推進する一環として、「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人個人情報保護法」「個人情報保護法」の三つを一本化し、個人情報を扱うルールを統一するために、個人情報保護法改正案が予定されていますので、今後、国の動向を注視し、本計画への反映について検討をしてまいります。</p>
16	P58 第5章 情報セキュリティ対策の推進	<p>「匿名加工情報」と共に2020年改正個人情報保護法で定義された「仮名加工情報」の取扱いについても明記する必要があるのではないかと。上田市個人情報保護条例では補完できないのではないかと。</p>	<p>御意見のとおり、各施策を進める上で取り組む施策によっては、「匿名加工情報」や「仮名加工情報」の取扱いについても想定されることから、それぞれの施策に応じた法律・条例に従うとともに、今後も研究し、適切な運用に努めてまいります。</p>